

米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 質疑応答集

(2020. 12. 22 現在)

質 問	回 答
1. 前回の米子に泊まろうキャンペーン参加施設も再度参加登録申請が必要ですか。	前回の米子に泊まろうキャンペーン参加施設については、再度の参加登録申請は必要ありません。ただし、参加申込書を FAX で送付いただくとともに、登録内容に変更があった場合はお知らせください。
2. 前回の米子に泊まろうキャンペーンの際に交換した覚書はそのまま使用できますか。	前回と事業内容が異なりますので、参加宿泊施設とは再度覚書を交換します。なお、覚書の印は代表者印でお願いします。
3. 前回の米子に泊まろうキャンペーンからの変更点を教えてください。	割引率が 20%（上限額 5,000 円）となった点です。
4. 事業期間について教えてください。	令和 2 年 12 月 28 日から令和 3 年 1 月 11 日までを予定しています。
5. 割引対象となる利用形態はどのようなものですか。	鳥取県民・島根県民または当該県民を含む 4 人以下のグループでの対象施設における宿泊（食事付き、無しを問わず）が対象となります。5 人以上のグループは対象となりません。ただし、家族で利用される場合は 5 人以上であっても割引の対象となります。
6. 鳥取県民・島根県民であることの証明はどのようなものを提示したらいいですか。	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、障がい者手帳など、本人確認ができるものを提示してください。
7. 支払い者は鳥取県民・島根県民でなければいけませんか。	支払いは鳥取県民・島根県民以外の方がされても問題ありません。ただし、利用申込書は鳥取県民・島根県民の方が記入してください。
8. 鳥取県民・島根県民以外の方が予約をしていて、当該県民が宿泊する場合は割引対象となりますか。	実際に宿泊等利用される方が鳥取県民・島根県民であれば割引対象となります。
9. 食事代は対象となりますか。	1泊2食付きプランのように食事がセットとなっている宿泊プランは対象となります。ただし、プランに含まれておらず、別途注文した食事や飲み物等は対象外とします。
10. 交通費がセットになった宿泊プランは対象となりますか。	対象外です。
11. 割引の対象経費には、消費税なども含まれますか。	対象経費には、消費税、入湯税も含まれます。ただし、宿泊プランに含まれるもの以外の経費（館内施設利用料、ドリンク代、お土産品購入代等）は割引対象外となります。

12. 鳥取県民は、本事業の利用にあたり「We Love 鳥取キャンペーン」との併用が必要ですか。	どちらでも可能です。本事業の 20%割引のみの利用も可能です。 なお、「We Love 鳥取キャンペーン」を併用する場合、本事業の割引適用後の金額から「We Love 鳥取キャンペーン」の割引を行ってください。
13. 割引金額 (20%) の計算方法について教えてください。	宿泊料金や宿泊プラン料金の販売価格 (元値) に 20%を乗じて算出してください。
14. インターネット予約や JAF 等の会員特典、特別プランなどによる割引があった場合、割引の対象経費はどうなりますか。	割引前の価格 (販売価格) が対象経費となります。
15. 予約受付を行っても良いですか。	事業終了予定日の 1 月 11 日利用分までは予約受付を行っていただいて構いません。ただし、予約受付分の人数、金額については、把握できる範囲で構いませんので、週報により報告してください。
16. OTA (じゃらん、楽天トラベル等) から宿泊予約を行った場合、割引の対象となりますか。	宿泊利用日がキャンペーン期間内であれば割引対象となります。ただし、割引利用申込みは現地で行いますので、来訪以前にクレジットカード等で支払い済みの場合は後で割引ができません。必ず現地決済としてください。
17. 旅行会社を通して宿泊予約を行った場合、割引の対象となりますか。	宿泊施設での現地決済が割引の条件となるため、旅行会社に代金を支払う場合は割引の対象となりません。
18. 宿泊の際に割引利用申込をしなかったため、通常料金を支払った場合、割引額相当分を市に請求することができますか。	宿泊割引については事後処理ができませんので、対象施設での支払い時に必ず割引利用申込を行ってください。
19. 子ども料金は割引の対象となりますか。	お子様料金についても割引の対象となります。
20. 添い寝の子どもの施設利用料は割引対象となりますか。	添い寝のお子様に係る施設利用料等も宿泊料金と同様に割引対象として取り扱います。(31. 参照)
21. 4 名グループがそれぞれシングルルームを利用する場合、その中に 1 名でも鳥取県民・島根県民が含まれていれば 4 部屋分が対象となりますか。	4 名グループに 1 名でも対象県民が含まれていれば、シングル利用 4 部屋分が割引対象となります。この場合、宿泊割引利用申込書 (様式第 4 号) は 1 枚で構いません。
22. 連泊した場合も対象となりますか。	連泊についても、1 日あたり 20%割引を行います。

23. 利用者が連泊された場合は、1日ごとに利用申込書が必要ですか。	お見込のとおりです。1日ごとに宿泊割引利用申込書（様式第4号）を記入してもらってください。
24. 利用者が連泊された場合の領収書は、1枚にまとめて構わないですか。	領収書はまとめていただいて構いません。ただし、宿泊割引利用申込書（様式第4号）は1日ずつ記入してもらってください。
25. 利用者の領収書の宛名については、会社名でも構わないですか。	宿泊割引利用申込書（様式第4号）は個人名での申し込みが必要ですが、添付する領収書は会社名でも構いません。
26. 利用回数の制限等がありますか。	ありません。
27. 利用・予約状況週報（様式第5号）は毎週報告しないといけませんか。	利用・予約状況週報は、毎週の利用・予約状況を FAX または Eメールでお送りいただくものです。状況に変化がなかった週は報告していただく必要はありませんが、予算残額を把握するために不可欠ですので、漏れのないようにご報告ください。 なお、本事業の利用額が予算上限に近づいた場合には、更に詳細に把握する必要があるため、報告方法を週報から日報（様式第6号）に切り替えます。切り替える際には、参加事業者の皆さまへ Eメールでお知らせします。
28. 週報の役割等を教えてください。	週報では利用分と予約分の両方を報告いただくことで、全体の数字を把握したいと考えています。 利用分は事業開始からの累計の数字を報告するため、数字が増えていきます。予約分は報告日時点の数字のため、増減が生じることがあります。
29. 週報の人数に子どもも入れますか。	子どもも人数に入れてください。
30. 週報の予約分ですが、鳥取県民・島根県民以外の宿泊利用者也混在するため、把握が困難です。どの程度の精度の報告が必要ですか。	週報の予約分は本事業の割引を利用することを把握している分だけでも報告いただければと思います。ただし、必ずしも高い精度の数値は求めていませんので、各施設で把握できる範囲の数値で構いません。一方、利用分（実績値）については、漏れがないよう正確な数値を報告いただきますようお願いいたします。これらの数値をベースに本市で消費予測を行い、状況把握をします。
31. 添い寝の子どもを割引対象とした場合、1グループあたりの割引額はどのようになりますか。	割引額はグループ単位で考えるのではなく、一人ひとりに対して設定しているものです。従って、大人2人（@50,000）と添い寝の子ども2人（@3,000）の利用を想定した場合の実際の割引額は、 (割引上限@5,000×2人) + (@3,000×20%×2人) = 11,200円となります。 1円未満の端数処理は、1人当たりの利用金額を算出した際に切捨てしてください。
32. ツイン9,550円の部屋を2人で利用した場合の割引の考え方について教えてください。	割引額は一人ひとりに設定するため、まずは1人当たりの利用金額を計算します。宿泊料金総額を利用人数で割ることで1人当たりの利用金額を計算し、本ケースでは、4,775円（=9,550円÷2人）となります。割引額の計算は、@4,775円×20%×2人=1,910円、となります。1円未満の端数処理は、1人当たりの利用金額を算出した際に切捨てしてください。

33. 利用対象者への周知方法は。	本市が有する広報媒体(ホームページ、SNS)を活用します。
34. 施設利用料で宿泊する子どもの食事代は割引対象となりますか。	施設利用料で宿泊する子どもの食事代は、食事とセットになった宿泊プランと同等とみなし割引対象とします。 ただし、お子さまランチやミニ御膳といった子どもを想定したメニュー以外は対象外とします。
35. お土産付きの宿泊プランは対象となりますか。	1泊2食付きプランのように当該宿泊に伴う食事代は宿泊の一部とみなし、割引対象としていますが、当該宿泊時に利用しないサービス(例：正月に送付する新巻鮭などの有償のお土産品、後日使えるレストランチケット)の提供が含まれた宿泊プランについては割引対象外とします。
36. 転勤・進学等で鳥取・島根県で生活しているが住民票を移していない利用者は、割引対象になりますか。	対象になります。公共料金の領収書(電気・ガス・水道など)等の住所が確認できる書類で確認をお願いします。ただし宿泊割引利用申込者のものに限りです。